

所定疾患施設療養費の公表

厚生労働省大臣が定める基準に基づき、毎年4月に前年度の当施設における所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

※所定疾患施設療養費とは、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患(肺炎・尿路感染症・带状疱疹・蜂窩織炎)における施設での医療について、一定の要件を満たした場合に算定されるものです。

●令和3年度実績(月別の人数・日数) ※所定疾患療養費Ⅱ算定

診断名		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
肺炎	人数	2	6	2	4	4	3	6	3	4	1	4	2	41
	日数	10	27	8	25	22	17	22	17	14	1	20	10	193
尿路感染症	人数	3	4	3	1	3	5	4	5	2	0	5	2	37
	日数	13	20	11	5	9	21	18	23	12	0	25	10	167
带状疱疹	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
蜂窩織炎	人数	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2
	日数	0	0	3	0	0	5	0	0	0	0	0	0	8
月別計	人数	5	11	6	5	7	9	10	8	6	1	9	4	80
	日数	23	50	22	30	31	43	40	40	26	1	45	20	368

●疾患別の主な治療内容(投薬、検査、注射、処置等の内容)

肺炎	血液検査、血中酸素濃度の測定、抗生剤の内服、抗生剤の点滴注射、水分補給(経口・点滴)、喀痰吸引、必要に応じて吸入など診察結果をもとに適宜必要な治療を行っています。
尿路感染症	血液検査、尿検査、抗生剤の内服、抗生剤の点滴注射、水分補給(経口・点滴)など診察結果をもとに適宜必要な治療を行っています。
带状疱疹	抗ウイルス剤の点滴注射、抗ウイルス薬剤軟膏の塗布、消炎鎮痛剤を用いた必要な治療
蜂窩織炎	抗菌薬の点滴注射、抗菌薬の内服治療法など診断をもとに適宜必要な治療を行っています。